

令和 8 年度

三浦スポーツ公園井戸ポンプ修繕工事

工 事 設 計 書

三浦市役所

都市環境部 土木課

位置図



施工箇所

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)	
設 計 書 番 号	年度 08
事 業 所 名	三浦市
(工 事 ・ 業 務) 名	令和8年度 三浦スポーツ公園井戸ポンプ修繕工事
(工 事 ・ 業 務) 箇所	三浦市初声町下宮田地内
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名	三浦スポーツ公園
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	
工 期	
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	井戸ポンプ修繕 N=1基
(起 工 ・ 変 更) 理由	

令和 08 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)						
<支出科目>						
款	7					
項	4					
目	2					
目の細目						
節	14					
<合併区分情報>						
合併処理設定	しない					
	区 分 1					
	区 分 2					
	区 分 3					
	区 分 4					
	区 分 5					
	区 分 6					
	区 分 7					
	区 分 8					
	区 分 9					
<全体金額情報>						
	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
本工事費						
工事価格						
消費税等相当額						

令和 08 年度 積 算 諸 条 件 調 書 (当初)

経費等情報	主たる工種	公園工事		
	施工地域・工事場所区分	補正無し		
	現場環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	35%を超える場合		
	契約保証の方法	金銭的保証		
	間接工事費率補正（上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合）			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分	計上しない		
	土木工事標準積算基準書 適用年版	令和08年7月1日適用		
	土木工事資材等単価表 適用年版	令和8年8月1日基準		
	週休割増補正区分	補正しない		
	ICT施工補正区分	補正しない		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	交通誘導警備員B	9	人日	交代要員なし

(その他情報欄)

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
施設整備							
			1		式		
井戸ポンプ修繕							
			1		式		
揚水機引揚工							第 0001 号 内訳書
			1		式		
井戸内洗浄工							第 0002 号 内訳書
			1		式		
揚水機設置工							第 0003 号 内訳書
			1		式		
圧力タンク撤去工							第 0004 号 内訳書
			1		式		
圧力タンク設置工							第 0005 号 内訳書
			1		式		
仮設工							第 0006 号 内訳書
			1		式		
直接工事費計							
			1		式		
共通仮設費計							
			1		式		
共通仮設費（率分）							【千円止】
			1		式		
純工事費							
			1		式		

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
現場管理費				式			【千円止】
			1				
工事原価				式			
			1				
一般管理費等				式			
			1				
工事価格				式			【万円止】
			1				
消費税及び地方消費税相当額				式			10.00%
			1				
本工事費計				式			
			1				

第0001号 内訳書
揚水機引揚工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 揚水機引揚		式			第0001号下内
	1				
合 計					

第0002号 内訳書
井戸内洗浄工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) ブ`ラッシング`洗浄		式			第0002号下内
	1				
(AMA0030) エアフロ浚渫		式			第0003号下内
	1				
合 計					

第0003号 内訳書
揚水機設置工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0040) 揚水機設置		式			第0004号下内
	1				
(AMA0050) 井戸ポンプ`材料		式			第0005号下内
	1				
合 計					

第0004号 内訳書
圧力タンク撤去工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0070) 圧力タンク撤去		式			第0006号下内
	1				
合 計					

第0005号 内訳書
圧力パイプ設置工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0080) 圧力パイプ設置		式			第0007号下内
	1				
合 計					

第0006号 内訳書
仮設工

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0060) 交通管理工		式			第0008号下内
	1				
合 計					

第0001号 下位内訳書
AMA0010 揚水機引揚

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 揚水機撤去		箇所			第0001号単価表
	1				
(CB010410) 現場発生品及び支給品運搬		t			第0003号単価表
	0.2				
(TJ0200) 混合廃棄物		m3			
	0.8				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0002号 下位内訳書
AMA0020 ブラッシング洗淨

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0030) ブラッシング洗淨		箇所			第0004号単価表
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0003号 下位内訳書
AMA0030 エアフト浚渫

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0040) エアフト浚渫		箇所			第0006号単価表
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0004号 下位内訳書
AMA0040 揚水機設置

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0050) 揚水機設置		箇所			第0007号単価表
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0005号 下位内訳書
AMA0050 井戸ポンプ材料

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0060) 井戸ポンプ材料		式			第0008号単価表
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0006号 下位内訳書
AMA0070 圧力タンク撤去

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0080) 圧力タンク撤去		箇所			第0009号単価表
	1				
(CB010410) 現場発生品及び支給品運搬		t			第0003号単価表
	0.5				
(TJ0200) 混合廃棄物		m3			
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0007号 下位内訳書
AMA0080 圧力ノ設置

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0090) 圧力ノ設置		箇所			第0010号単価表
	1				
合 計					
		式			円／式
	1				

第0008号 下位内訳書
AMA0060 交通管理工

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第0011号単価表
合 計					
		式			円／式
	1				

第0001号 単価表
SJ0010 揚水機撤去

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍	1	人			[1]
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員	1	人			[1]
(TJ0030) さく井工 地質調査員	1	人			[1]
(R0201) 電工	1	人			[1]
(X0060) 消耗品費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(SJ0020) ラフテレンクレーン運転 16t	1	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第0002号 単価表
 SJ0020 ラフテレンクレーン運転
 16t

1 日 当り
 適用年版 T0808
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0114) 運転手(特殊)		人			
	1				
(Z006702002) 軽油		L			
	68.28				
(TJ0040) ラフテレンクレーン [油圧式伸縮ジブ型] 排出ガス対策型 (第3次基準) 最大吊上能力16 t吊		供用日			
	1.31				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		日			整数止め切捨て 円／日
	1				

第0003号 単価表 機労材構成比情報
CB010410 現場発生品及び支給品運搬

1 t 当り
適用年版 T0808

名 称 / 規 格	東 京 単 価	構 成 比	地 区 単 価	明 細 情 報	摘 要
トラック[クレーン装置付]			【損料】		M000302010
通称2t積級 吊能力2.9t	M000302010				
運転手(特殊)					R0114
	R0114				
特殊作業員					R0101
	R0101				
軽油					Z006702002
	Z006702002				
標準単価		積算単価			
	1 t		当り	円／t	
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 トラック機種		1	クレーン装置付通称2t積級吊能力2.9t		
J02 DID区間の有無		2	有り		
J04 片道運搬距離(km)DID有		7	14.0km以下		

第0004号 単価表
SJ0030 ブラッシング 洗浄

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
	0.17				
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍		人			[1]
	1.7				
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員		人			[1]
	1.7				
(TJ0030) さく井工 地質調査員		人			[1]
	1.7				
(X0060) 消耗品費 Σ [1] * 0.05		式			
	1				
(SJ0100) モータインチ [単胴] 巻上能力1.0t×40m/min		日			第0005号単価表
	1.7				
(TJ0050) ホイールブ ラシ		個			
	3				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		箇所			整数止め切捨て 円/箇所
	1				

第0005号 単価表
 SJ0100 モータインチ [単胴]
 巻上能力1.0t×40m/min

1 日 当り
 適用年版 T0808
 (上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0150) モータインチ [単胴] 巻上能力1.0t×40m/min		日			
	1				
(Z006702002) 軽油		L			
	18.4				
(L001110007) 発動発電機[ディーゼルエンジン駆動] 20kVA		日	【賃料】		
	1				
(Z006702002) 軽油		L			
	25.4				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		日			整数止め切捨て 円／日
	1				

第0006号 単価表
SJ0040 エアリフト浚渫

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
	0.3				
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍		人			[1]
	3				
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員		人			[1]
	3				
(TJ0030) さく井工 地質調査員		人			[1]
	3				
(X0060) 消耗品費 $\Sigma [1] * 0.1$		式			
	1				
(SJ0100) モータインチ [単胴] 巻上能力1.0t×40m/min		日			第0005号単価表
	3				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計		箇所			整数止め切捨て 円/箇所
	1				

第0007号 単価表
SJ0050 揚水機設置

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍	1	人			[1]
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員	1	人			[1]
(TJ0030) さく井工 地質調査員	1	人			[1]
(R0201) 電工	1	人			[1]
(X0060) 消耗品費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(SJ0020) ラフテレンクレーン運転 16t	1	日			第0002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第0008号 単価表
SJ0060 井戸ポンプ材料

1 式 当り
適用年版 T0808
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0060) 深井戸水中ポンプ（井戸径150mm・口径50mm） 出力3.7kw・ケーブル含む	1	台			
(TJ0080) 揚水管（SGP φ50mm・L=2,760） ボルト、ナット、パッキン含む	19	本			
(TJ0160) 水位測定管（丸穴加工あり） VP20×4000	13	本			
(TJ0180) 水位測定管（ソケット） 20A TS継手	12	個			
(TJ0090) 水中電極 50m グレー	1	本			
(TJ0100) 水中電極 40m クロ	1	本			
(TJ0110) 制御盤（屋外型） 3相・200V	1	基			
(TJ0120) 井戸蓋ユニット（地上フランジ一式） 吐出し曲管・チャッキ弁・スルース弁含む	1	基			
(ZS3000004) 諸雑費（まるめ）	1	式			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円／式

第0009号 単価表
SJ0080 圧力タンク撤去

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍		人			
	1				
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員		人			
	2				
(SJ0020) ラフテレンクレーン運転 16t		日			第0002号単価表
	1				
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		箇所			整数止め切捨て 円／箇所
	1				

第0010号 単価表
SJ0090 圧力タンク設置

1 箇所 当り
適用年版 T0808
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) さく井主任 主任地質調査員1.2倍	1	人			
(TJ0020) さく井技士 主任地質調査員	3	人			
(SJ0020) ラフテレーンクレーン運転 16t	1	日			第0002号単価表
(TJ0130) 圧力タンク(SS400) 容量1300L	1	基			
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円／箇所

第0011号 単価表
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り
適用年版 T0808

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ) Σ [1]	1	式			
合 計					
	1	人日			円／人日

登 録 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TJ0010	さく井主任 主任地質調査員1.2倍	人	T0808	54,600	労務費	全間接費対象	R8さく井・改修工事標準歩掛資料
TJ0020	さく井技士 主任地質調査員	人	T0808	45,500	労務費	全間接費対象	R8さく井・改修工事標準歩掛資料
TJ0030	さく井工 地質調査員	人	T0808	35,200	労務費	全間接費対象	R8さく井・改修工事標準歩掛資料
TJ0040	ラフテレンクレーン [油圧式伸縮ジブ型] 排出ガス対策型（第3次基準）最大吊上能力16t吊	供用日	T0808	28,600	機械器具損料	全間接費対象	R8建設機械等損料表
TJ0050	ホイールブラシ	個	T0808	65,000	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0060	深井戸水中ポンプ（井戸径150mm・口径50mm） 出力3.7kw・ケーブル含む	台	T0808	980,000	資材単価	全間接費対象外	見積り
TJ0080	揚水管（SGPφ50mm・L=2,760） ボルト、ナット、パッキン含む	本	T0808	29,600	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0090	水中電極 50m クレー	本	T0808	29,600	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0100	水中電極 40m クロ	本	T0808	29,600	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0110	制御盤（屋外型） 3相・200V	基	T0808	461,000	資材単価	全間接費対象外	見積り
TJ0120	井戸蓋ユニット（地上フランジ一式） 吐出し曲管・チャッキ弁・スルス弁含む	基	T0808	185,000	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0130	圧力タンク（SS400） 容量1300L	基	T0808	2,560,000	資材単価	全間接費対象外	見積り
TJ0150	モータウインチ [単胴] 巻上能力1.0t×40m/min	日	T0808	1,500	機械器具損料	全間接費対象	R8建設機械等損料表
TJ0160	水位測定管（丸穴加工あり） VP20×4000	本	T0808	9,000	資材単価	全間接費対象	見積り
TJ0180	水位測定管（ソケット） 20A TS継手	個	T0808	2,000	資材単価	全間接費対象	見積り

登 録 単 価 一 覧 表

[illegible]

総 量 集 計 表 (参考) [資材単価]

[illegible]

総 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料]

[illegible]

施工パッケージ単価分
総 量 集 計 表 (参考) [労務費]

[illegible]

施工パッケージ単価分
総 量 集 計 表 (参考) [資材単価]

[illegible]

施工パッケージ単価分
総 量 集 計 表 (参考) [機械器具損料]

[illegible]

施 工 パ ッ ケ ー ジ 材 料 集 計 表

単価コード	単価名称	標準単価	材料率(%)	数量	材料分金額	条件情報
CB010410	現場発生品 及び支給品運搬			0.7		J01=クレーン装置付通称2t積 級吊能力2.9t / J02=有り / J04=14.0km以下
合計						

数量総括表

工種	規格・寸法	単位	数量	備考
揚水機引揚工				
1.揚水機撤去		箇所	1	別添数量計算書参照
2.現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付き2t級、 14.0km以下	t	0.2	別添数量計算書参照
3.混合廃棄物		m3	0.8	別添数量計算書参照
井戸内洗浄工				
1.フラッシング洗浄	井戸深度 L=80m ストレーナー長 L=27.5m	箇所	1	別添数量計算書参照
2.エアリフト浚渫	井戸深度 L=80m	箇所	1	別添数量計算書参照
揚水機設置工				
1.揚水機設置		箇所	1	別添数量計算書参照
2.井戸更新材料		式	1	別添数量計算書参照
圧力タンク撤去工				
1.圧力タンク撤去		箇所	1	別添数量計算書参照
2.現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付き2t級、 14.0km以下	t	0.5	別添数量計算書参照
3.混合廃棄物		m3	1	別添数量計算書参照
圧力タンク設置工				
1.圧力タンク設置		箇所	1	別添数量計算書参照
仮設工				
1.交通管理工	交通誘導警備員B	人日	9	別添数量計算書参照

数量計算書				
種 別	略 図 計 算 式			数 量
揚水機引揚工				
1.揚水機撤去	1.00	=	1.00	箇所
		合計	=	1.0 箇所
2.現場発生品及び支給品運搬	ポンプ一式(想定)			
クレーン装置付き2t級、14.0km以下	0.20	=	0.20	t
		合計	=	0.2 t
3.混合廃棄物	2.現場発生品及び支給品運搬より			
	0.20 / 0.26	=	0.77	m3
		合計	=	0.8 m3
井戸内洗浄工				
1.ブラッシング洗浄				
井戸深度 L=80m	1.00	=	1.00	箇所
ストレーナー長 L=27.5m		合計	=	1.0 箇所
2.エアリフト浚渫				
井戸深度 L=80m	1.00	=	1.00	箇所
		合計	=	1.0 箇所
揚水機設置工				
1.揚水機設置	1.00	=	1.00	箇所
		合計	=	1.0 箇所
2.井戸更新材料	1.00	=	1.00	式
		合計	=	1.0 式

数量計算書				
種 別	略 図 計 算 式			数 量
圧力タンク撤去工				
1.圧力タンク撤去	1.00	=	1.00	箇所
		合計 =	1.0	箇所
2.現場発生品及び支給品運搬				
クレーン装置付き2t級、14.0km以下	圧力タンク一式(想定) 0.50	=	0.50	t
		合計 =	0.5	t
3.混合廃棄物				
2.現場発生品及び支給品運搬より	0.50 / 0.26	=	1.92	m3
		合計 =	1.9	m3
圧力タンク設置工				
1.圧力タンク設置	1.00	=	1.00	箇所
		合計 =	1.0	箇所
仮設工				
1.交通管理工	交通誘導警備員数量表より			
	交通誘導警備員B 9.00	=	9.00	人日
		合計 =	9.0	人日

交通誘導警備員数量表

工種・種別・名称	規格・寸法	単位	数量	施工日数	人員	施工日数 *配置人員	人員
揚水機引揚工							
1.揚水機撤去		箇所	1		1		
井戸内洗浄工							
1.ブラッシング洗浄	井戸深度 L=80m ストレーナー長 L=27.5m	箇所	1		1		
2.エアリフト浚渫	井戸深度 L=80m	箇所	1		1		
揚水機設置工							
1.揚水機設置		箇所	1		1		
圧力タンク撤去工							
1.圧力タンク撤去		箇所	1		1		
圧力タンク設置工							
1.圧力タンク設置		箇所	1		1		
交通誘導警備員合計				9 日		(合計人員) =	9 人

【本工事における特記仕様書の一覧表】

[illegible]

特記仕様書

本特記仕様書は、令和8年度 三浦スポーツ公園井戸ポンプ修繕工事に適用するものとする。

- (1) 請負者は、速やかに施工計画書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 本工事において、この特記仕様書によらないものについては「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」を遵守すること。
なお、土木工事共通仕様書は令和8年4月、土木工事施工管理基準は令和8年4月に改正となったため注意すること。
- (3) 本工事において、請負者は設計計画図を基にした丁張を掛け監督員の確認を受けるものとする。
なお、工事中に変更を指示された場合、その都度、実施計画図を作成し監督員の承諾を得るものとする。
- (4) 請負者が実施する測量、設計等に要する費用は準備費、技術管理費及び現場管理費に含まれているので別途計上はしない。
- (5) 請負者は、周辺住民に与える建設公害等を極力軽減するように配慮した上で資機材、建設発生土等の運搬経路、資材の仮置場、工事区域を区分する保安施設等の設置箇所、工事期間、施工方法等について十分に検討を行い、周辺住民に周知を図るものとする。
- (6) 請負者は、本工事施工にあたり公道、公共用地及び民有地等を利用して工事を行う場合は各所有者及び管理者の承諾を得なければならない。
また、上記の用地を利用した場合、原則として工事完了後に請負者の責任を持って現況に復旧すること。
- (7) 建設廃材処理については、所定の様式に必要事項を漏れなく記載し提出すること。
- (8) 受注者は三浦市が定める要領（「三浦市週休2日制確保工事実施要領（土木工事）」）に基づき、週休2日の取組みを実施するものとする。
- (9) 本工事で使用する資材等の単価については、下記の業者から見積りを徴収して採用している。

業者名	(株)井戸屋	連絡先	0467-54-3241
	(株)川本製作所		045-534-0201
	おかもとポンプ(株)		03-3803-4511
	(株)日立産機システム		03-6271-7121

【使用材料標準仕様書】

● 深井戸用水中ポンプ

➤ 適用

- ・ 井戸径：150mm
- ・ 口径：50mm
- ・ 出力：3.7kw
- ・ 段数：8段
- ・ 吐出し量：0.11～0.32m³/min
- ・ 全揚程：40～82m

➤ 揚液

- ・ 液質：清水
- ・ 液温：0～35℃

➤ 材料

- ・ インペラ：SCS13
- ・ 主軸：SUS304またはSUS403
- ・ ケーシング：SCS13
- ・ 軸受：SiC×SiC

➤ モータ

- ・ 種類：キャンド式水中モータ
- ・ 電源：三相、200V
- ・ ポンプ最大水没深さ：150m
- ・ 同期回転速度：3,000min⁻¹
- ・ 始動方式：直入

● 制御盤（屋外型）

- ・ 3Eリレー
- ・ デジタル電流・電圧計
- ・ 電源・故障・運転表示灯
- ・ 故障（過負荷・欠相・逆相）
- ・ 受水槽（満・減水）表示灯
- ・ 井戸（濁水）表示灯
- ・ 無電圧外部信号（運転・故障・満減水）

● 圧力タンク

- ・ 液温：0～40℃
- ・ 材料：SS400（圧力タンク本体）
- ・ タンク容量（L）：1300
- ・ 形状：脚付、マンホールあり

※ボイラーおよび圧力容器安全規則による耐圧試験証明書付（第2種圧力容器）

※これによりがたい場合は、監督員と協議し決定するものとする。

建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、三浦市都市環境部土木課が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物
実態調査 建設工事に伴って発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土などの副産物の発生量や再資源化(リサイクル)の実態を把握することを目的とした統計調査。
- (2) コブリス・プラス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)や各種法令に基づく「建設副産物」の搬出入計画、実施結果の報告をオンラインで一元管理できるWebシステム。
- (3) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (4) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (5) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (7) 建設資材廃棄物 建設資材が廃掃法上の廃棄物となったものをいう。
- (8) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (9) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (10) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (11) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (12) 再資源化
 - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (13) 対象建設工事 以下に該当する工事をいう。
 - ・床面積の合計が80㎡以上となる建築物の解体工事
 - ・床面積の合計が500㎡以上となる建築物の新築・増築工事
 - ・請負代金の額が1億円以上となる建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)
 - ・請負代金の額が500万円以上となる建築物以外の工作物の工事(土木工事等)
- (14) 特定建設資材 コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

- (15) 特定建設資材廃棄物 特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (16) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (17) 建設リサイクル資材 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (18) 再生資源利用計画(実施)書 建設資材を工事現場に「搬入」して利用する場合に作成。工事着手前に「計画書」を、工事完了後に「実施書」を作成し、監督員へ提出。
- (19) 再生資源利用促進計画(実施)書 建設副産物を現場外へ「搬出」する場合に作成。工事着手前に「計画書」を、工事完了後に「実施書」を作成し、監督員へ提出。

II. 建設副産物の取扱いに関する事項

建設工事の施工にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再利用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、監督員との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
 - ア 次項Ⅲ. に基づきコブリス・プラスに工事情報を登録すること。
 - イ コブリス・プラスから出力する等をして、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
 - ウ 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下、「資源有効利用促進法」という。)に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ及びウと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、受注した工事において再生砕石等を使用する場合は、再生資源利用計画書を添付した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境に配慮した公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃掃法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にし、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に建設業の許可票又は、解体工事業登録票を掲げること。

- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)

ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)

- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。
その際には、当該指定工場に搬出することを明記した再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。
その際には、当該指定事業者へ搬出することを明記した再生資源利用促進計画書を添付した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の受注者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、受注者は、排出事業者として自らの責任において、廃掃法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、コブリス・プラスから出力する等をして、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 「再生資源利用計画(実施)書」、「再生資源利用促進計画(実施)書」及び確認結果票は、工事完成日から5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
なお次項Ⅲ.に基づきコブリス・プラスに工事情報を登録した場合は、上記の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (4) 建設工事で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、コンクリート塊等処理指定工場への搬出完了後、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (5) 建設工事で発生した建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、建設発生木材等の指定施設への搬出完了後、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(5)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

再生資源利用量及び建設副産物についての発生量の実態把握について定める。

- 1 受注者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終契約額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順に基づき登録する。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を入力し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを入力する。

なお、表1に示す建設資材の搬入又は建設副産物の搬出が全くない場合は、県による調査の対象外となるためコブリス・プラスへの登録は不要となるが、約5年に一度の国による調査(センサス)が実施される場合は、例外なく最終契約額が100万円以上の工事を登録する。

本調査の対象品目は、表1のとおりである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<https://fkplus.iacic.or.jp/>からコブリス・プラスにログインする。
システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書」(最終データに修正)を作成する。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

9.レンジオーバー

(発生箇所:工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

19.不整合

(発生箇所:様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」と「様式2の建設発生土(現場内利用量)」の両方に設計書に対応した数値を修正登録。

(発生箇所:様式1碎石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の碎石(現場内利用量)」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

25.リサイクル率対象外

(発生箇所:様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

施 工 条 件 明 示 書

工 事 名 : 令和8年度 三浦スポーツ公園井戸ポンプ修繕工事

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容			関連特記仕様書等
工程関係	☐	1. 他工事の開始又は完了の時期による影響	影響が生じる他の工事 令和 年度 影響箇所 影響する内容 他の工事の開始時期 令和 年 月 日 他の工事の開始時期 令和 年 月 日			
	☐	2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限	制限を受ける施工内容 制限を受ける施工時期 制限を受ける施工時間 開始 時 分 から 時 分 まで 制限を受ける施工方法			
	☒	3. 関係機関等との協議の未成立	未成立協議内容 道路使用許可申請書、道路工事届出書 協議成立見込み時期			
	☐	4. 関係機関等との協議した結果、工程に影響を及ぼす項目と範囲	影響項目 影響範囲			
	☐	5. 余裕工期を設定した場合の工事の着手時期	全体工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 着手時期 令和 年 月 日 留意事項			
	☐	6. 地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	地下埋設物・埋蔵文化財の種類 事前調査・移設の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	☐	7. 設計上見込んでいない休日日数等以外の作業不能日数	休日日数等以外の作業不能日数 内 容			
用地関係	☐	1. 工事用地等の未処理部分	場 所 範 囲 処理の見込み時期 令和 年 月 日頃 令和 年 月 日頃 令和 年 月 日頃			
	☐	2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	復旧場所 面積等数量 復旧方法 復旧における条件			
	☐	3. 工事用仮設道路・資器材置場用の民有地等の借地	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 使用期間			
	☐	4. 発注者が借り上げた土地の使用	使用目的 使用場所 使用範囲 使用時期 令和 年 月 日頃 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等	
公害関係	☒	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）対策	対象となる工種 工事全般 施工方法の制限 機械施設の制限 排出ガス対策型、低騒音 作業時間の制限 開始 時 分 から 時 分 まで					
	☐	2. 水替え・流入防止施設	対象となる工種 使用期間 日間					
	☐	3. 濁水、湧水等の処理対策	対象工種	処理方法		備 考		
公害関係	☐	4. 事業損失防止関係	調査対象	事前・事後	調査範囲 対象件数	調査方法		
安全対策関係	☒	1. 交通安全施設等の指定	交通安全施設	工 種	設置期間	内 容		
			警察協議による指示	工事全般				
	☐	2. 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	近接する施設 施工方法の制限 作業期間の制限 作業時間の制限					
	☐	3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設	防護施設の内容					
	☒	4. 交通誘導員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	保安要員種別	規制等方法	交代要員	配置時間帯	人員数・規格	
			交通誘導警備員B		なし	8:00～17:00	1人	
	☐	5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	危険要因	工 種	危険防止対策の工法内容、設備の規格・規模			
工事用道路関係	☐	1. 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	搬入経路 使用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 使用時間帯 開始 時 分 から 時 分 まで					
	☐	2. 搬入路の使用後及び使用後の処置	区間 期間 処置内容					
	☐	3. 仮設道路の設置	区間 安全施設の内容 安全施設の期間 工事終了後の処置 存置 ・ 撤去 維持補修内容					

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容				関連特記仕様書等																						
仮設備関係	☐	1. 仮設備（仮主留、足場等）の他の工事への転用もしくは兼用	【他工事へ引き渡す場合】 仮設備の内容 引き渡し時期 令和 年 月 日頃 維持管理等条件 【引き継いで使用する場合】 仮設備の内容 引き継ぎ時期 令和 年 月 日頃 確認事項 条件等																										
	☐	2. 仮設備の構造及び施工方法の指定	仮設備の構造 仮設備の施工方法																										
	☐	3. 仮設備の設計条件の指定	指定内容																										
建設副産物関係	☐	1. 残土の受入れ及び仮置き場所までの距離、保管条件	指定処分の有無 有 ・ 無 指定処分の場合の受入地 仮置きの有無・距離 有 ・ 無 km 仮置き場の選定条件																										
	☒	2. 建設副産物及び建設廃棄物の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>受入場所</th><th>運搬距離</th><th>受入条件</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合廃棄物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	受入場所	運搬距離	受入条件	備考	混合廃棄物																				建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書
名称	受入場所	運搬距離	受入条件	備考																									
混合廃棄物																													
工事支障物件等	☐	1. 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支障物件</th><th>占用者</th><th>移設・撤去・防護の時期</th><th>移設・撤去・防護の期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	支障物件	占用者	移設・撤去・防護の時期	移設・撤去・防護の期間																						
	支障物件	占用者	移設・撤去・防護の時期	移設・撤去・防護の期間																									
☐	2. 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	占用物件工事の有無 有 ・ 無 占用者 工事期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																											
薬液注入関係	☐	1. 薬液注入工法の施工	工法区分 材料種類 施工範囲 孔数量 注入量																										
	☐	2. 周辺環境への調査																											
その他	☐	1. 工事用資機材の保管及び仮置き	工事用資機材名称 保管・仮置き場所 保管・仮置き期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日																										

明示項目	対象の有無	明示事項	内 容					関連特記仕様書等	
	☐	2. 工事現場発生品	現場発生品	再利用の有無	数量	引渡し場所	運搬距離		
	☐	3. 支給材料及び貸与品	支給・貸与品名称 数量・品質 規格又は性能 引渡し期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
	☐	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等							
	☐	5. 架設工法の指定	施工方法 施工条件						
	☐	6. 工事用電力等の指定							
	☐	7. 新技術・新工法・特許工法の指定	工法名称 内容						
	☐	8. 部分使用	使用箇所 使用時期 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
	☐	9. 給水の必要	取水箇所 方法等						
	☐	10. 地元調整							
	☒	11. 検査日程	検査日程については工期1週間前を原則とする。						
☐									
☐									

※上記以外に条件明示が必要な場合は、追加して条件を明示すること。